

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和4年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和4年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和4年4月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和4年4月13日 午後 1時27分 開会
3. 令和4年4月13日 午後 2時51分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	欠	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	出	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	内田弘樹	書記	藤代晋太郎	書記	新上正直
次長	中藤宏和	書記	横山英樹	書記	吉岡孝太郎
書記	三宅秀生	書記	川上久志		

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結 果
	第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 許 可
	第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件 許 可
	第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 14件 決 定
8	署 名 委 員
	10番 小物博子
	11番 小野貫治
9	議 事 の 内 容
	令和4年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録
	令和4年4月13日(水) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和4年度第1回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。10番小物委員と11番小野委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。</p>
中藤次長 議 長	<p style="text-align: center;">－ 議案訂正朗読説明 －</p> <p>事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第1号1番朗読説明 －</p> <p>1番は、譲受人が、譲渡人から、空家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆286㎡です。譲受人の通作距離は、0m以内、耕作面積はなし。家族4人中耕作人は1人、対価は10aあたり35万円。営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件につきましては、議案にも載っておりますが空家バンク利用ということですが。現地を確認させていただきましたが何ら問題ないものと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第2号1番朗読説明 －</p> <p>1番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、事務所及び車庫用地に転用するものです。申請農地は、田1筆499㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地。転用地の価格は10a当たり441万円です。施設の概要としては、事務所1棟10.1㎡と 車庫1棟110.5㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>

吉岡委員	<p>現地については、隣には建設会社の駐車場ができていて、近くには太陽光発電施設等もできており、周囲への影響については何ら問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長 江川委員	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 全体計画面積 1, 150 m<sup>2</sup>の内、今回の転用面積が 499 m<sup>2</sup>となっているが、残りの部分については、今後申請が出てくる予定ですか。</p>
中藤次長 議 長 江川委員 中藤次長 江川委員 議 長	<p>残りの部分については、元々転用者の事務所があった場所になります。事業に必要なことから今回の申請農地に事務所と車庫を移すものです。 これから新しく拡張するのではなくて、現状の事務所の用地と合わせた面積ということですか。 そうです。 わかりました。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。 次に2番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第2号2番朗読説明 －</p> <p>2番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、駐車場及び農機具倉庫用地に転用するものです。申請農地は、田1筆 306 m<sup>2</sup>で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の価格は無償です。施設の概要としては、駐車場1棟 66 m<sup>2</sup>とコンテナ2棟 29 m<sup>2</sup>。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小野委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、いくらか資材等が置いてありましたが、工事に着手している様には見えませんでした。許可が適切かと思えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長 山川委員 三宅書記 山川委員 議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 この案件については、以前出たものと同じではないですか。 以前出たのは農振農用地の除外申請の案件でした。今回農地転用するものです。 わかりました。 他に発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。</p>
三宅書記	<p>続きまして、「議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。</p>
議 長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和4年4月20日、2、利用権の設定を受ける者は10名、3、利用権の設定をする者は15名、4、利用権の設定をする件数は14件、5、利用権設定面積は35,128㎡となっています。6で各筆明細です。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 — 事務局から説明がありましたが、1番から6番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり) なしとの声がありました。1番から14番について一括で採決をとります。1番から14番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、1番から14番について決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第1回総会を閉会します。</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月13日</p> <p style="text-align: center;">会 長 土 岐 康 夫</p> <p style="text-align: center;">10番 小 物 博 子</p> <p style="text-align: center;">11番 小 野 貫 治</p>